

暴風警報等の発令時の対応について

習志野市立藤崎小学校
校長 松田 美基

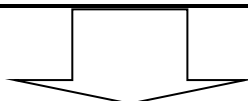
1 前日までの対応について

- (1) 前日12:00(正午)に教育委員会と校長会で協議を行い、翌日の対応について決定します。
- (2) 各家庭への連絡については以下の方法で行います。

- ① 児童・生徒を通して文書により連絡します。
- ② 前日13:00(午後1時)以降 各学校の緊急連絡メールを送信します。
※ 休日においては、②のみの対応となります。

《連絡する内容について》

「臨時休業」または「一部休業(登校時刻の変更)」または「通常通り」及び「給食の有無について」



(当日)

《小学校が臨時休業(休校)・一部休業となった場合》

放課後児童会は当日の8:00(午前8時)開室に向けて準備を行います。

(午前8時以降、放課後児童会の支援員が到着するまでの間は、児童を校内で預かります。)

給食がない場合は、弁当持参となります。

※ 登室する場合は必ず保護者が付き添ってください。

2 当日の朝の対応について

- (1) 前日に「臨時休校」と連絡した場合は、当日の天候や警報の有無に関わらず、休校とする。また、前日に「一部休業」又は、「通常通り」と連絡したにも関わらず、6:00(午前6時)の時点で暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合、また習志野市に土砂災害警報情報が発表されている場合は自宅待機とする。
- (2) 警報等が解除され、登校が可能になった際は、各学校で緊急連絡メールを送付する。なお、メールには、登校を可能とする時刻と授業を開始する時刻をお知らせします。
- (3) 10:00(午前10時)の時点で、引き続き暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合は臨時休校とする。この場合、再度緊急連絡メールを送信し、臨時休校の旨をお知らせします。

3(当日の朝)登校について保護者の判断を可とする場合

- 下記(1)~(3)の場合は、臨時休業とはしませんが、実際の天候等の状況によって、保護者の判断で登校を見合わせることを可といたします。
- 気象情報(警報等)が発令されているかどうかの確認は、保護者が行ってください。
- 保護者の判断により登校を見合わせた場合は「出席停止・忌引」に該当するため、対象児童を遅刻・欠席にはいたしません。
- 気象情報(警報等)が発令されている状況において、児童が登校した場合は、保護者と連絡が取れるまで、学校に滞留させる。下校させる際は、職員が必ず付き添い、児童の安全確保に努めます。
- ▽ 気象情報の地域区分は気象庁のホームページによる
(習志野市は単独で「二次細分区域」になる。また、習志野市は「市町村等をまとめた地域」の東葛飾に含まれる。)

- (1) 台風・強力な低気圧等の接近・通過に伴い、暴風警報が発令されず、大雨警報、洪水警報だけが発令されている場合。
- (2) 急激な天候変化時に、雷注意報、竜巻注意情報、大雨警報、洪水警報が発令されている場合。
- (3) その他、通学路において安全が確保されていない場合。

4 給食の対応

- ・ 給食の中止を決定した場合は、速やかに「給食なし」の連絡をします。その場合、中止となった日の必要な給食費は徴収しますので、ご了承ください。

5 児童・生徒の在校時の下校についての措置

- ・ 児童生徒が在校しているときに、警報・注意報が発令されているため、またはそのような事態が予測されるため、下校時刻等を変更しなければならないような場合は、各中学校区の校長間で下校時刻等について情報交換の上、各校ごとに決定(下校を早める、又は遅らせる等)します。下校時刻が変更になる場合は、連絡メールにてお知らせいたします。

6 児童の在校時の下校についての措置

- ・ 児童が在校しているときに、警報・注意報が発令された場合やそのような事態が予測される場合には、下校時刻を変更することがあります。

7 その他

- (1) 急激な天候変化時は、児童の活動の安全確保を行う。
- (2) 児童に対して、自分の身は自分で守ることを日々の教育活動において指導してまいります。